

【特記事項】

（工事概要）

第34条 都賀駅電気室～桜木駅電気室間の高圧配電線（高圧ケーブル）

2系統（1号線、2号線）の新設及び撤去を行う。【図1～図3参照】

（主要材料）

第35条 本工事に使用する主要材料は、以下の通りである。

- （1） 高圧配電線（高圧ケーブル）・・・千葉都市モノレールより支給
 - ・ J I S C 3606 準拠
 - ・ 6,600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（6,600V CVT）
 - ・ トリプレックス型 1500mm（1系統あたり）
 - ・ 外装に識別ストライプ付き
（赤・白・青 1号線用：対角に1本ずつ、2号線用：対角に2本ずつ）
 - ・ 公称断面積 60mm²
 - ・ 内部半導電層、絶縁体、外部半導電層の3層同時押出仕様
- （2） 端末処理材・・・受注者が調達
 - ・ 6,600V 架橋ポリエチレン絶縁電力ケーブル用
 - ・ J C A A K 1301 準拠

（工事全般について）

第36条 本工事全般について、以下のことに留意すること。

- （1） 現地調査を行い現状設備を十分に理解し、関係法令及び基準類を遵守して施工すること。
- （2） 高圧配電線更新に伴う電気設備（電力、通信、機械）、建築設備、備品等の仮設及び支障移転工事を含むものとし、最終的に現状復旧すること。
- （3） 設計図書、施工方法、使用材料等に疑義が生じた場合、速やかに監督員に報告をし、指示を受けること。
- （4） 作業工程を作成するにあたり、2回線運用の冗長化に努めること。
- （5） 本工事において、ケーブルの中間接続点は設けないこと。
- （6） 工事期間中又は使用前の官公庁による検査及び立会いがある場合の、届出書類の作成及び手続きは受注者の負担で行うこと。また、バス・タクシー会社、警察への道路使用許可申請、土木事務所、その他沿線関係機関等との連絡調整が必要な場合、受注者側でおこなうこと。
- （7） 支給する高圧ケーブルを、千葉市内の当社指定場所から施工箇所へ運搬し、使用すること。受注者は事前に当社指定場所の地面及びケーブル保護のため、2ドラムの重量に耐えられる鉄板養生をおこなうこと。ケーブルドラムについては、施工後に同指定場所へ運搬し、ケーブルメーカーへ返却後、鉄板養生を撤去すること。

- (8) 高圧ケーブルの敷設ルートは、既設と同一とし、ケーブルラック等は既設のものを利用する。高圧ケーブルが曲げや桁の伸縮により擦れが生じる箇所については、必要により波付硬質ポリエチレン管等により保護を行うこと。保護は恒久的な落下対策が可能なものとし、方法については監督員と協議のうえで決定する。
- (9) 高圧ケーブルをケーブルラック上に敷設する際は、偏りのないよう均等に余長を取り部分的な突っ張りを防止すること。また、極端にケーブルラックの端部に寄らないよう敷設すること。
- (10) 施工時、高圧ケーブルの外装を傷つけないよう注意すること。
- (11) 発生した撤去品等の処理は、関連法規を遵守して施工業者が行うこと。ただし、有価物は受注者が売却し、工事費から控除すること。
- (12) 作業においては、既存設備を損傷しないよう十分注意すること。また、乗客の往来の妨げにならないようにすること。

(作業の安全について)

第37条 作業の安全については、以下のことに留意すること。

- (1) 高圧ケーブル敷設用の仮設足場を設置する際は、モノレールの運行、一般交通の妨げにならない位置及び設置方法を選定すること。また、必要に応じて列車見張り員や交通誘導員を配置して安全を確保すること。ケーブルを桁上に敷設する場合は、原則として駅舎改札内を使用しない施工方法とすること。
- (2) ケーブル敷設ルート付近の電力会社の高圧ケーブルや、通信会社等の所有する設備に近接する作業の場合は、受注者が必要な協議や申請をおこなうこと。
- (3) 台風等の荒天時は、事前に飛散防止等の養生をおこない、通過後も確認すること。点検結果をチェックシートの形式で監督員に提出すること。

(材料について)

第38条 本工事に使用する材料については、以下の通りである。

- (1) 本工事に使用する機器および材料等は、高圧配電線（高圧ケーブル）を除き受注者が調達するものとする。使用する材料は、仕様書を提出し監督員の承認を得ること。
- (2) 材料等を搬入する際は搬入計画を作成し、監督員の承認を事前に受けてから実施すること。

(進捗管理について)

第39条 本工事の進捗管理については、以下の通りである。

- (1) 作業においては、全体工程表及び作業ごとの工程表を作成し、事前に監督員に提出すること。その際は天候を考慮し予備日を設けること。また、作

業後はその日ごとに日報を提出すること。

- (2) 監督員が必要と認めた場合、中間検査及び工程会議を実施する。

(ケーブルの識別、管理、端末処理、試験について)

第40条 本工事に使用する高圧ケーブルについて、以下のことに留意すること。

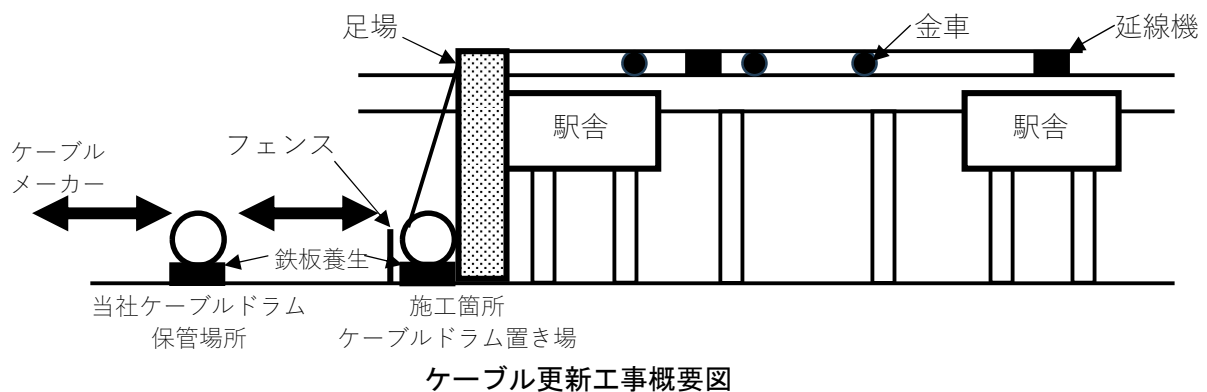
- (1) 高圧ケーブルには、号線の識別が施されてあるが今後の保守のため号線及び系統を表示する。表示方法については劣化しても落下しない方式とし、監督員と協議しその指示に従うこと。
- (2) 工事期間中は、ケーブル等の盗難を防止するためセキュリティに十分配慮すること。
- (3) ケーブルの端末処理については、有資格者が行うこと。監督員が資格者証の提示を求めた際には応じること。
- (4) ケーブルドラムの保管中において、ブルーシート等で養生した場合でも誤認しないよう識別を行うこと。
- (5) ケーブル端末処理後、耐圧試験行うこと。その際、必要に応じて一相ずつ測定すること。

(施工手順)

第 4 1 条 本工事の施工手順は、以下の通りである。

高圧配電線更新工程

主な工程	
・ 施工計画、準備等	
・ 当社ケーブルドラム保管場所でのメーカーからの搬入作業	
・ 足場組立、施工箇所ケーブルドラム置き場の養生	
・ 桁上への延線用機材荷上げ、配置	
・ 新設 1 号ケーブルドラムを現場へ	
・ 新設 1 号ケーブルを桁上に布設	
・ ケーブルを駅舎内に引込むための準備作業（壁面開口等）	
・ 駅舎部既設 1 号ケーブルの撤去	
・ 駅舎部新設 1 号ケーブルの布設	
・ 新設 1 号ケーブルの端末処理、 耐圧試験、接続、 使用開始	
・ 桁上部既設 1 号ケーブルの撤去	
・ 1 号ケーブルドラムを搬出	・ 新設 2 号ケーブルドラムを現場へ
	・ 新設 2 号ケーブルを桁上に布設
	・ 駅舎部既設 2 号ケーブルの撤去
	・ 駅舎部新設 2 号ケーブルの布設
	・ 新設 2 号ケーブルの端末処理、 耐圧試験、接続、 使用開始
	・ 桁上の既設 2 号ケーブルの撤去
	・ 2 号ケーブルドラムを搬出
・ 桁上の延線用機材の荷下ろし	
・ 足場解体、施工箇所ケーブルドラム置き場の復旧	
・ 当社ケーブルドラム保管場所でのメーカーへの搬出作業	



(施行条件)

第42条 施行条件は以下の通りである。

- (1) モノレール運行及び一般交通を支障しないよう原則夜間作業とするが、安全を確保可能であれば監督員と協議の上、昼間作業も可能とする。
- (2) 駅舎部での作業の際は、必要に応じて安全確保のため両系停電作業となるため、夜間作業とする。
- (3) 停電を伴う夜間作業を実施する場合、作業時間は0：50～4：00までとする。
- (4) 停電を伴わない夜間作業を実施する場合、作業時間は0：30～4：00までとする。

(竣工図面等の提出部数)

第43条 竣工図面等の提出部数は、以下の通りとする。

- ・竣工図面 各2部
- ・試験測定記録表 各2部
- ・記録写真 各2部 施工前、施工中、施工後を記録すること。
- ・その他竣工検査に必要な書類

これらの図面等をCDなどのメディアに記録して提出すること。

(その他)

第44条 本工事は、千葉市の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月1日条例10号）により、議会の可決を得たときは、千葉市は本契約を成立させる旨の意思表示をするものとし、その意思表示により千葉都市モノレール株式会社は落札者と契約を行う」。ただし、議会の可決をえられないとき、この契約は無効となり千葉都市モノレール株式会社は損害賠償の責を負わない。